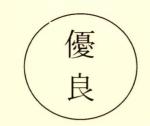
許可番号第05110009491号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 札幌市中央区北4条西4丁目1番地 名 称 株式会社鈴木商会 代表取締役 駒谷 僚



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋 元 克



許可の年月日 許可の有効年月日

令和 5年 1月29日 令和12年 1月28日

- 1 事業の範囲(一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
 - (1) 産業廃棄物の種類

ア汚泥

オ 廃プラスチック類

ケ 金属くず

イ 廃油

カ紙くず(顯調動れるものであり

コ ガラスくず、コンクリートくず(工物・職 機切りは出って生じもが除く)及び高磁器くず

ウ廃酸

キ木くず(駆けれるがの場) ク繊維くず(軸はないがあり

サがれき類

エ 廃アルカリ 以上11種類(これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん 等であるものを含む。)

- (2) 積替え又は保管の有無 有 下記2の表の最右欄に掲げる産業廃棄物の種類に限る。
- 9 積麸ラ▽は保管に関する事項

2 積谷之人は保管に関する事項					
場所	面積	保管上限	高さ	場数	産業廃棄物の種類
東区東雁来町262番	230. 58 m ²	384. 84 m³	4. 15 m	1	① 上記1(1)オ、ケ、コ
300, 344	69.62 m ²	101. 95 m ³	2.70 m	1	② 廃タイヤ (上記1(1)オ、ケ)
	36.00 m ²	51.84 m ³	2. 70 m	1	③ 業務用冷蔵庫及び廃OA機器 (上記1(1)オ、ケ、コ)
	0. 455 m ²	0.108 m^3	-	T	8°廃乾電池(上記1(1)ア、ケ)
	0. 455 m ²	0. 108 m ³	1	1	⑨ 廃小型充電式電池(上記1(1)ア、オ、ケ)
西区発寒15条13丁	273 m^2	507. 33 m ³	4.0 m		① 上記1(1)オ、ケ、コ
目1020番183、	0. 16 m ²	0.027 m^3	_	2	④ 水銀電池及び空気亜鉛電池 (上記1(1)ア、ケ)
184	3.6 m ²	1. 386 m ³	_	1	⑤ 蛍光ランプ (上記1(1)オ、ケ、コ)
	1. 2 m ²	1.0 m ³	_	2	⑥ HID ランプ及び放電ランプ (上記1(1)オ、ケ、コ)
	15 m ²	4.5 m ³	0.75 m	1	② 廃タイヤ (上記1(1)オ、ケ)
	0. 16 m ²	0. 027 m ³	_	7	(プ)スイッチ及びリレーその他の水銀使用製品産業廃棄
					物 (上記1(1)オ、ケ、コ)
	0. 546 m ²	0. 108 m ³	_	1	8 ⁹ 廃乾電池 (上記 1 (1) ア、ケ)
	0. 546 m ²	0. 108 m ³	_	1	⑨『廃小型充電式電池(上記1(1)ア、オ、ケ)
西区発寒15条13丁	0. 91 m ²	0.72 m^3	_	1	⑩ 廃乾電池 (上記1(1)ア、ケ)
目1020番182	0. 49 m ²	0. 36 m ³	_	1	⑪ 廃小型充電式電池 (上記1(1)ア、オ、ケ)

- 1) ①、②、③については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- 2) ④、⑤、⑥、⑦については、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃 棄物であるものを含む(ただし、⑦については、水銀使用製品産業廃棄物であるものは、スイッチ及びリレー、気圧計、湿度計、 ガラス製温度計、水銀充満圧力式温度計、水銀体温計、水銀式血圧計に限る。)。
- 3) ⑧、⑨については、石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀含有ばいじん等であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるもの を除く。
- 4) ⑩、⑪については、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であ るものを除く。
- 3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

昭和51年 4月22日 新規許可 平成 6年 1月29日 更新許可

平成 8年11月28日 変更許可(廃油、廃酸、廃アルカリの追加)

平成11年 1月29日 更新許可

平成11年10月13日 変更許可(紙くず、木くず、繊維くず、がれき類の追加)

平成16年 1月29日 更新許可

平成18年10月31日 変更許可(汚泥の追加、汚泥の積替え又は保管の追加)

平成21年 1月29日 更新許可

平成28年 1月29日 更新許可

平成28年 4月12日 変更届 (積替保管施設保管上限の変更)

令和 2年11月25日 変更届 (積替保管施設の追加 (札幌市西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番 187))

令和 3年 1月28日 変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市西区発寒 15 条 13 丁目 1020 番 187))

令和 3年 8月23日 変更届 (積替保管施設の一部変更(札幌市東区北丘珠5条4丁目374番10))

令和 4年 6月28日 変更届 (積替保管品目の一部追加)

令和 5年 1月29日 更新許可

令和 5年10月20日 変更届 (積替保管施設の一部廃止 (札幌市東区北丘珠5条4丁目734番10))

令和 6年 5月21日 変更届 (積替保管品目の一部変更 (札幌市西区発寒15条13丁目1020番182))

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

○紙くず

- ・ 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・ 新聞業 (新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) に係るもの。
- ・ 出版業 (印刷出版を行うものに限る。) に係るもの。
- ・製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・ 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- 木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの。
- ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係るもの(業種限定なし)

○繊維くず

- 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・ 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。

書換交付

令和6年5月21日

積替え又は保管に関する

事由

事項の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。